

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（第35号）…… 2
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第36号）……13
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第37号）……14
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第38号）……14

規 則

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第44号）……14
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第45号）……15
- 秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第46号）……15
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第47号）……15
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則（第48号）……15
- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第49号）……16
- 秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則（第50号）……16

訓 令

- 秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第9号）……16

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第271号）……22
- 現金取扱員への再委任について（第272号）……22
- 指定地域密着型サービス事業者の指定について（第273号）……22
- 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第274号）……22
- 指定地域密着型サービス事業者の指定について（第275号）……22
- 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第276号）……23
- 平成21年11月5日正午に秋田市域に発令した避難勧告の解除について（第277号）……23
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第278号）……23

- 号) ……23
- 生活保護法による施術者の指定および廃止について（第279号）……23
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第280号）……24
- 現金取扱員への再委任について（第281号）……24
- 放置自転車等の撤去および保管について（第282号）……24
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第283号）……24
- 平成21年度秋田市文化章および文化功績章受章者の氏名および事績について（第284号）……24
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第285号）……24
- 差押解除通知書および参加差押解除通知書の公示送達について（第286号）……25
- 市議会臨時会の招集について（第287号）……25
- 地縁による団体の認可について（第288号）……25
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第289号）……25
- 放置自転車等の撤去および保管について（第290号）……25
- 市議会定例会の招集について（第291号）……26
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第292号）……26
- 生活保護法による医療機関の廃止について（第293号）……26

教 委 告 示

- 秋田市立小、中学校通学区域の一部改正について（第16号）……27
- 教育委員会定例会の招集について（第17号）……27
- 教育委員会臨時会の招集について（第18号）……27

選 管 告 示

- 平成21年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第80号）……27

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第14号）……27

公 告

- 秋田県収用委員会から送付された裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について……28
- 都市計画の変更による都市計画の案の縦覧について……28
- 建築基準法による道路の指定について……28

- 都市計画の変更による都市計画の案の縦覧について……………28
- 入札希望者の公募について……………28
- 予防接種法によるインフルエンザ定期予防接種について……29
- 入札参加希望者の公募について……………30
- 開発行為に関する工事の完了について……………30
- 入札参加希望者の公募について……………31
- 予防接種法によるインフルエンザ定期予防接種について……31

上下水道局公告

- 平成21年度受益者負担金の賦課対象区域について……………32
- 入札参加希望者の公募について……………32
- 入札参加希望者の公募について……………33

条 例

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第1号中「第3号」を「次号」に、「その他」を「その他」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額および第3号)」を「額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号)」に、「額とする」を「とする」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第26条第2項中「100分の155」を「100分の145」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の145」に、「100分の80」を「100分の75」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては」および「、12月に支給する場合においては100分の40」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
および任期	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200
付職員以外	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700
の 職 員	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000

28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500		
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200		
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900		
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400		
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000		
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700		
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400		
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900		
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600		
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300		
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000		
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500		
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200		
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900		
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600		
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100		
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500			
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200			
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900			
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400			

	82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100			
	83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800			
	84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500			
	85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000			
	86	239,700	295,900	344,700	386,100				
	87	240,400	296,300	345,200	386,700				
	88	241,100	296,700	345,700	387,300				
	89	241,900	297,000	346,100	388,000				
	90	242,400	297,400	346,600	388,600				
	91	242,900	297,800	347,100	389,200				
	92	243,400	298,200	347,600	389,800				
	93	243,700	298,400	347,900	390,500				
	94		298,800	348,400					
	95		299,200	348,900					
	96		299,600	349,400					
	97		299,800	349,700					
	98		300,200	350,200					
	99		300,600	350,700					
	100		301,000	351,200					
	101		301,200	351,500					
	102		301,600	351,900					
	103		302,000	352,300					
	104		302,400	352,700					
	105		302,600	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,400	354,000					
	108		303,800	354,400					
	109		304,000	354,900					
	110		304,400	355,300					
	111		304,800	355,700					
	112		305,200	356,100					
	113		305,400	356,600					
	114		305,800						
	115		306,200						
	116		306,600						
	117		306,800						
	118		307,100						
	119		307,400						
	120		307,700						
	121		308,100						
	122		308,400						
	123		308,700						
	124		309,000						
	125		309,400						
再任用職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000
任期付職員	1	140,100							
	2	172,200							

別表第2のイの表およびウの表を次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 および任期	1	円 140,300	円 178,200	円 213,600	円 241,900	円 279,700	円 328,700
	2	円 141,700	円 179,800	円 215,200	円 243,500	円 281,900	円 330,800

付職員以外	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
の職員	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800
	45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400
	46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800
	48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500
	49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300
	50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000
	51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400
	53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100
	54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800
	55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500
	56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200

57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800
58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500
59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200
60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900
61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400
62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000
63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700
64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400
65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900
66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400	
67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100	
68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800	
69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300	
70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900	
71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500	
72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100	
73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800	
74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400	
75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000	
76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600	
77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300	
78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900	
79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500	
80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100	
81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800	
82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400	
83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000	
84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600	
85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300	
86		292,600	330,100	352,100		
87		292,900	330,400	352,500		
88		293,200	330,800	352,900		
89		293,600	331,300	353,400		
90		293,900	331,700	353,800		
91		294,200	332,100	354,200		
92		294,500	332,500	354,600		
93		294,900	333,000	355,100		
94		295,200	333,400	355,500		
95		295,500	333,800	355,900		
96		295,800	334,200	356,300		
97		296,200	334,400	356,800		
98		296,500	334,800	357,200		
99		296,800	335,200	357,600		
100		297,100	335,600	358,000		
101		297,500	335,800	358,500		
102		297,800	336,200	358,900		
103		298,100	336,600	359,300		
104		298,400	337,000	359,700		
105		298,700	337,200	360,200		
106			337,600			
107			338,000			
108			338,400			
109			338,600			
110			339,000			

	111			339,400			
	112			339,800			
	113			340,000			
再任用職員		187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700
任期付職員			178,200				

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	379,100
および任期	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,800
付職員以外	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	384,500
の 職 員	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	387,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	392,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,800
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	397,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500	399,600
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600	402,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700	404,400
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800	406,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000	409,200
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100	411,400
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200	413,600
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300	415,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400	417,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500	420,100
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600	422,300
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700	424,500
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900	426,500
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100	428,400
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300	430,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500	432,200
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500	434,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500	435,700
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500	437,400
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500	439,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500	440,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400	442,100
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300	443,700
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200	445,300
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900	447,000
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700	448,600
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500	450,200
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300	451,800
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200	453,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000	454,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800	456,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600	457,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300	459,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000	460,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700	460,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300	461,800

45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800	462,800
46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400	463,700
47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000	464,600
48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600	465,500
49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300	466,500
50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900	467,300
51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500	468,100
52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100	468,900
53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600	469,800
54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100	470,600
55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600	471,400
56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100	472,200
57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400	473,100
58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300	
59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200	
60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100	
61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000	
62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900	
63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800	
64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700	
65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600	
66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400	
67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200	
68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000	
69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800	
70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900		
71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600		
72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300		
73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100		
74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700		
75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300		
76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900		
77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500		
78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100		
79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700		
80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300		
81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800		
82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400		
83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000		
84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600		
85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100		
86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700		
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300		
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900		
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400		
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000		
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600		
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200		
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700		
94	283,600	318,600	354,100	373,400			
95	284,600	319,400	354,800	373,900			
96	285,600	320,200	355,500	374,400			
97	286,700	320,900	356,000	375,000			
98	287,600	321,600	356,500	375,500			

99	288,500	322,300	357,000	376,000
100	289,400	323,000	357,500	376,500
101	290,200	323,500	358,100	377,100
102	291,000	324,100	358,600	377,600
103	291,800	324,700	359,100	378,100
104	292,600	325,300	359,600	378,600
105	293,300	325,700	360,200	379,200
106	293,800	326,200	360,700	379,700
107	294,300	326,700	361,200	380,200
108	294,800	327,200	361,700	380,700
109	295,300	327,700	362,200	381,300
110	295,700	328,100	362,700	381,800
111	296,100	328,500	363,200	382,300
112	296,500	328,900	363,700	382,800
113	296,900	329,300	364,200	383,400
114	297,300	329,700	364,700	
115	297,700	330,100	365,200	
116	298,100	330,400	365,600	
117	298,400	330,700	366,000	
118	298,800	331,100	366,500	
119	299,200	331,500	367,000	
120	299,600	331,900	367,500	
121	299,900	332,100	367,900	
122	300,300	332,500	368,400	
123	300,700	332,900	368,900	
124	301,100	333,300	369,400	
125	301,300	333,600	369,800	
126	301,700	334,000		
127	302,100	334,400		
128	302,500	334,800		
129	302,700	335,100		
130	303,100	335,500		
131	303,500	335,900		
132	303,900	336,300		
133	304,100	336,600		
134	304,500	337,000		
135	304,900	337,400		
136	305,300	337,800		
137	305,500	338,100		
138	305,900	338,500		
139	306,300	338,900		
140	306,700	339,300		
141	306,900	339,600		
142	307,300	340,000		
143	307,700	340,400		
144	308,100	340,800		
145	308,300	341,100		
146	308,700	341,500		
147	309,100	341,900		
148	309,500	342,300		
149	309,700	342,600		
150	310,000	343,000		
151	310,300	343,400		
152	310,600	343,800		

	153	311,000	344,100					
	154	311,300						
	155	311,600						
	156	311,900						
	157	312,300						
	158	312,600						
	159	312,900						
	160	313,200						
	161	313,600						
	162	313,900						
	163	314,200						
	164	314,500						
	165	314,900						
	166	315,200						
	167	315,500						
	168	315,800						
	169	316,200						
再任用職員		234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100	378,200
任期付職員			188,900					

別表第3を次のように改める。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000	546,000
	2	206,800	268,500	319,600	410,500	549,200
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	552,400
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	555,600
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	558,700
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	561,200
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	563,700
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	566,200
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	568,700
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	570,600
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	572,500
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	574,400
	13	231,700	300,200	357,500	437,700	576,200
	14	234,100	302,800	360,000	440,000	577,700
	15	236,500	305,300	362,600	442,400	579,200
	16	238,900	307,800	365,200	444,800	580,700
	17	241,100	310,200	367,900	447,300	582,200
	18	244,200	313,000	370,200	449,700	583,200
	19	247,300	315,800	372,500	452,100	584,200
	20	250,400	318,600	374,800	454,500	585,200
	21	253,500	321,200	377,000	457,000	586,300
	22	256,600	324,000	379,100	459,400	
	23	259,700	326,800	381,200	461,800	
	24	262,800	329,600	383,300	464,200	
	25	265,800	332,100	385,300	466,700	
	26	268,800	334,600	387,200	469,100	
	27	271,800	337,100	389,100	471,500	
28	274,800	339,600	391,000	473,900		

29	277,800	342,000	393,000	476,300
30	280,500	344,200	394,800	478,700
31	283,200	346,400	396,600	481,000
32	285,900	348,600	398,400	483,400
33	288,500	350,900	400,200	485,800
34	291,400	353,200	402,000	488,100
35	294,200	355,500	403,800	490,400
36	297,000	357,800	405,600	492,700
37	299,800	359,900	407,200	495,000
38	302,100	362,000	408,900	497,000
39	304,400	364,100	410,600	499,000
40	306,700	366,100	412,300	501,000
41	308,900	368,100	414,000	503,100
42	310,100	370,000	415,700	505,000
43	311,300	371,900	417,400	506,900
44	312,500	373,800	419,100	508,800
45	313,600	375,800	420,600	510,800
46	314,800	377,600	422,200	512,700
47	316,000	379,400	423,800	514,600
48	317,200	381,200	425,400	516,500
49	318,200	383,100	427,000	518,500
50	319,300	384,900	428,300	520,300
51	320,400	386,700	429,600	522,200
52	321,500	388,500	430,900	524,100
53	322,700	390,100	432,100	526,100
54	323,800	391,700	433,200	527,800
55	324,900	393,300	434,300	529,500
56	326,000	394,900	435,400	531,200
57	327,100	396,300	436,600	533,000
58	328,200	397,800	437,700	534,300
59	329,300	399,300	438,800	535,600
60	330,300	400,800	439,800	536,900
61	331,400	402,200	440,900	538,200
62	332,500	403,700	442,000	539,200
63	333,600	405,200	443,100	540,200
64	334,700	406,700	444,200	541,200
65	335,700	408,100	445,200	542,000
66	336,800	409,300	446,200	542,900
67	337,900	410,500	447,200	543,800
68	339,000	411,700	448,200	544,700
69	340,000	412,900	449,300	545,600
70	341,100	413,900	450,300	546,500
71	342,200	414,900	451,300	547,400
72	343,300	415,900	452,300	548,300
73	344,200	416,900	453,400	549,200
74	345,200	417,800	454,400	550,100
75	346,200	418,600	455,400	551,000
76	347,200	419,500	456,400	551,900
77	348,300	420,200	457,400	552,800
78	349,300	420,800	458,100	
79	350,300	421,400	458,800	
80	351,300	422,000	459,500	
81	352,300	422,600	460,300	
82	353,300	423,200	461,000	

	83	354,300	423,800	461,700		
	84	355,300	424,400	462,400		
	85	356,200	424,900	462,900		
	86	356,900	425,500	463,600		
	87	357,600	426,100	464,300		
	88	358,300	426,700	465,000		
	89	359,100	427,200	465,500		
	90	359,700	427,800			
	91	360,300	428,400			
	92	360,900	429,000			
	93	361,500	429,400			
	94	362,000	429,900			
	95	362,500	430,400			
	96	363,000	430,900			
	97	363,600	431,500			
	98	364,100	432,000			
	99	364,600	432,500			
	100	365,100	433,000			
	101	365,600	433,600			
	102	366,100	434,100			
	103	366,600	434,600			
	104	367,100	435,100			
	105	367,700	435,700			
	106	368,200				
	107	368,700				
	108	369,200				
	109	369,800				
	110	370,300				
	111	370,800				
	112	371,300				
	113	371,900				
	114	372,400				
	115	372,900				
	116	373,400				
	117	373,900				
	118	374,400				
	119	374,900				
	120	375,400				
	121	375,900				
	122	376,400				
	123	376,900				
	124	377,400				
	125	377,900				
	126	378,400				
	127	378,900				
	128	379,400				
	129	379,900				
再任用職員		286,700	299,000	321,600	408,000	546,000

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の135」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の135」を「100分の120」に、「100分の75」と、「100分の60」と、「100分の75」とする」を「100分の80」とする」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」を「100分の145」とあるのは「100分の160」に改める。

別表中「426,000」を「425,000」に、「479,000」を「478,000」に、「545,000」を「544,000」に、「622,000」を「621,000」に、

「728,000」を「726,000」に、「852,000」を「850,000」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の135」を「100分の120」に、「100分の155」を「100分の140」に改める。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条の2中「次の各号に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員(管理者が指定する者を除く。)」に改め、同条各号を削る。

(秋田市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「給料月額に」を「給料月額(秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成21年秋田市条例第35号)の施行の日において、適用される給料表ならびにその職務の級および号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号俸欄に掲げるものである職員ならびに医療職給料表(1)の適用を受ける職員のいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)」に、「職員(」を「もの(」に改め、同項に次の表を加える。

給料表	職務の級	号俸
行政職給料表(1)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
医療職給料表(2)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職給料表(3)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
教育職給料表(1)	1級	1号俸から32号俸まで
	2級	1号俸から12号俸まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第1条中秋田市職員給与条例第10条の3の改正規定ならびに第2条、第4条および第5条の規定は、平成22年4月1日から施行する。(給料表の特例)

2 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年秋田市条例第28号)附則第13項に規定する平成17年度職員に対する第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1のアの表および別表第2のウの表の規定の適用については、改正後の条例別表第1のアの表4級の欄中

「 390,500	「 390,500
	391,100
	391,700

392,300
393,000
393,600
394,200
394,800
395,500
396,100
396,700
397,300
398,000
398,600
399,200
399,800
400,500
401,100
401,700
402,300
403,000

とあるのは

と、改正後の条例

別表第2のウの表5級の欄中

「 402,700	「 402,700
	403,300
	403,900
	404,500
	405,000
	405,600
	406,200
	406,800
	407,300
	407,900
	408,500
	409,100
	409,600
	410,200
	410,800
	411,400
	411,900
	412,500
	413,100
	413,700
	414,200

とあるのは

とする。

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の170」

を「100分の160」に改める。

附則第4項中「平成21年6月」の次に「から平成22年6月までの間」を加え、「および次項」を「ならびに次項および附則第6項ただし書」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 平成21年12月1日から平成22年11月30日までの間に支給する特別職の職員の給料月額、第3条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の170」を「100分の160」に改める。

附則第3項中「平成21年6月」の次に「から平成22年6月までの間」を加え、「および次項」を「ならびに次項および附則第5項ただし書」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給料月額に関する特例措置）

5 平成21年12月1日から平成22年11月30日までの間に支給する教育長の給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の170」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「。以下「人事院規則」という。」を削る。

第8条中「人事院規則」を「別表第12」に改める。

第12条第1項中「別表第12から別表第16まで」を「別表第13から別表第17まで」に改める。

第23条第1項中「別表第17」を「別表第18」に改める。

第35条第1項中「別表第18」を「別表第19」に改める。

別表第18を別表第19とし、別表第12から別表第17までを1表ずつ繰り下げ、別表第11の次に次の1表を加える。

別表第12 修学年数調整表（第8条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄および基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属

する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

4 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数および調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数および調整年数とする。

5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数および調整年数について市長が別段の定めをした職員については、市長が定める修学年数および調整年数をもって、この表の修学年数および調整年数とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第45号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成21年1月1日」を「平成22年1月1日」に改め、同項中「平成21年1月1日」を「平成22年1月1日」に、「平成20年1月1日」を「平成21年1月1日」に改める。

附則第6項中「平成20年1月1日」を「平成21年1月1日」に改める。

附則第7項中「平成21年1月1日」を「平成22年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第46号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項中「、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に」および「又は失業保険金」を削り、同条第4項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」および「又は失業保険金」を削る。

第20条の2第3項および第21条第3項中「、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に」および「又は失業保険金」を削る。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第47号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第136条第3項第2号中「300万円以上」を「130万円以上」に改める。

第137条第1項中「ついては」を「ついて」に、「300万円以上」を「130万円以上」に改め、「限り」の次に「、契約金額の10分の4以内の額を限度として」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定により前金払をした工事が地方自治法施行規則附則第3条第2項各号に掲げる要件に該当する場合は、当該工事に要する経費について、契約金額が1,000万円以上で工期が150日を超えるものに限り、契約金額の10分の2以内の額を限度として、既にした前金払に追加して前金払をすることができる。

第137条第3項中「第1項の」を「前2項の規定による」に改める。

第138条中「一に」を「いずれかに」に改め、「前条第1項」の次に「および第2項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市財務規則の規定は、この規則の施行の日以後に請負契約を締結する工事について適用し、同日前に請負契約を締結した工事については、なお従前の例による。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第48号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成5年秋田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の材質の項を次のように改める。

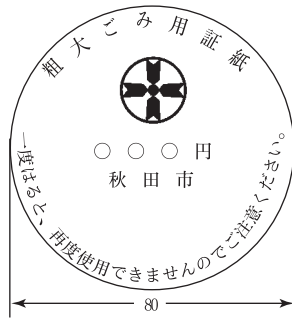
材 質	ポリエステルシート
-----	-----------

別表第2の表面の項中「額面金額ごとにそれぞれ100円、200円、500円、1,000円と」を「色を額面金額ごとに100円にあっては銀色、200円にあっては赤色、500円にあっては青色、1,000円にあっては黄色として当該額面金額を」に改め、同表の開封後の表面の項を削り、同表の備考を削り、同表の別図（ひな形）を次のよう

に改める。

別図（ひな形）

表面



台紙の裏面

注 意 事 項

- 1 排出物の見やすい場所にはってください。
- 2 このシールは、一度はってしまうと再度使用できませんのでご注意ください。
- 3 手数料は品目別になっておりますので、品目別一覧表を参照するか、粗大ごみ専用電話で金額を確認のうえ、品目に見合ったシールをはってください。
- 4 申込みしていないもの・金額が不足しているもの・シールをはっていないものは、収集しませんのでご注意ください。

お問い合わせは、粗大ごみ専用電話
〇〇〇-〇〇〇〇

数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の形式による証紙については、この規則の施行の日以後においても使用することができる。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第49号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

別表第1 行政職給料表(2) (第2条関係)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員	1	121,600	172,600	194,500	247,300
および任期	2	122,500	174,100	195,900	248,700

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第2号中「次項第2号に掲げる」を「職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した」に改め、同条第2項および第3項を削り、同条第4項中「第10条の3第1項第3号」を「第10条の3第1項第2号」に、「第1項第1号」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「第10条の3第1項第3号」を「第10条の3第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条の4第1項中「、住宅の所有関係等をすみやかに」を「等を速やかに」に、「額、住宅の所有関係等」を「額等」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第50号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「第10条の3第1項第3号」を「第10条の3第1項第2号」に改め、同条を同条第2号とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第9号

府 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

付職員以外	3	123,500	175,600	197,300	250,100
の職員	4	124,400	177,100	198,700	251,500
	5	125,400	178,500	200,100	252,700
	6	126,400	180,000	201,600	254,000
	7	127,400	181,500	203,100	255,300
	8	128,400	183,000	204,600	256,600
	9	129,200	184,500	206,100	257,700
	10	130,200	185,700	207,700	259,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300
	12	132,300	188,300	210,900	261,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700
	14	134,100	190,800	214,000	263,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100
	16	136,100	193,200	217,400	266,200
	17	137,200	194,400	218,900	267,400
	18	138,400	195,600	220,100	268,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800
	20	140,800	197,800	222,500	271,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000
	22	143,100	200,000	225,400	273,100
	23	144,300	201,200	227,000	274,200
	24	145,500	202,400	228,600	275,300
	25	146,700	203,600	230,300	276,400
	26	148,200	204,900	231,800	277,500
	27	149,700	206,200	233,300	278,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800
	30	154,100	210,100	237,600	281,900
	31	155,600	211,400	239,000	283,000
	32	157,100	212,700	240,400	284,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000
	34	160,400	215,000	243,100	286,100
	35	162,200	216,300	244,500	287,200
	36	164,000	217,700	245,900	288,300
	37	165,800	218,800	247,200	289,200
	38	167,500	220,100	248,600	290,200
	39	169,200	221,400	250,000	291,200
	40	170,900	222,700	251,400	292,200
	41	172,500	223,800	252,600	293,100
	42	173,900	225,000	253,900	294,100
	43	175,300	226,200	255,200	295,100
	44	176,700	227,400	256,500	296,100
	45	178,200	228,600	257,600	296,900
	46	179,600	229,800	258,800	297,800
	47	181,000	231,000	260,000	298,700
	48	182,400	232,200	261,200	299,600
	49	183,700	233,400	262,500	300,500
	50	184,900	234,600	263,700	301,400
	51	186,100	235,800	264,900	302,300
	52	187,300	237,000	266,000	303,200
	53	188,400	238,200	267,100	304,000
	54	189,500	239,200	268,300	304,800
	55	190,600	240,200	269,500	305,600
	56	191,700	241,200	270,700	306,400

57	192,800	242,300	271,700	307,200
58	193,900	243,300	272,800	308,000
59	195,000	244,300	273,900	308,800
60	196,100	245,300	275,000	309,600
61	197,200	246,300	276,100	310,200
62	198,100	247,200	277,200	310,900
63	199,000	248,100	278,300	311,600
64	199,900	249,000	279,400	312,300
65	200,600	250,000	280,500	313,000
66	201,400	250,800	281,400	313,600
67	202,200	251,600	282,300	314,200
68	203,000	252,400	283,200	314,800
69	203,600	253,200	284,100	315,500
70	204,200	253,800	284,900	316,000
71	204,700	254,400	285,700	316,500
72	205,300	255,000	286,500	317,000
73	205,900	255,500	287,400	317,300
74	206,600	256,000	288,200	317,800
75	207,300	256,500	289,000	318,300
76	208,100	257,000	289,800	318,800
77	208,500	257,600	290,600	319,100
78	209,200	258,100	291,200	319,500
79	209,900	258,600	291,800	319,900
80	210,600	259,100	292,400	320,300
81	211,300	259,500	292,900	320,800
82	212,000	259,800	293,500	321,200
83	212,700	260,100	294,100	321,600
84	213,400	260,400	294,700	322,000
85	214,100	260,800	295,200	322,400
86	214,800	261,200	295,800	322,800
87	215,500	261,600	296,400	323,200
88	216,200	262,000	297,000	323,600
89	216,800	262,200	297,400	323,900
90	217,400	262,600	297,900	324,300
91	218,000	263,000	298,400	324,700
92	218,600	263,400	298,900	325,100
93	219,100	263,800	299,400	325,400
94	219,600	264,200	299,900	325,800
95	220,100	264,600	300,400	326,200
96	220,600	265,000	300,900	326,600
97	221,200	265,200	301,300	326,900
98	221,700	265,500	301,800	327,300
99	222,200	265,700	302,300	327,700
100	222,700	266,000	302,800	328,100
101	223,300	266,400	303,200	328,400
102	223,900	266,700	303,600	
103	224,500	267,000	304,000	
104	225,100	267,300	304,400	
105	225,500	267,600	304,800	
106	226,000	267,900	305,200	
107	226,500	268,200	305,600	
108	227,000	268,500	306,000	
109	227,400	268,800	306,400	
110	227,900	269,100	306,800	

	111	228,400	269,400	307,200	
	112	228,900	269,700	307,600	
	113	229,400	270,000	307,900	
	114	229,900	270,300	308,300	
	115	230,400	270,600	308,700	
	116	230,900	270,900	309,100	
	117	231,300	271,200	309,400	
	118	231,700	271,500	309,800	
	119	232,100	271,800	310,200	
	120	232,500	272,100	310,600	
	121	232,900	272,300	310,900	
	122		272,600	311,300	
	123		272,900	311,700	
	124		273,200	312,100	
	125		273,300	312,300	
	126		273,600	312,700	
	127		273,900	313,100	
	128		274,200	313,500	
	129		274,300	313,700	
	130		274,600	314,100	
	131		274,900	314,500	
	132		275,200	314,900	
	133		275,300	315,100	
	134		275,600		
	135		275,900		
	136		276,200		
	137		276,300		
再任用職員		192,400	203,800	226,000	247,300
任期付職員		137,200			

備考 この表において、「再任用職員」とは地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

（給料の切替え等）

2 この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成21年秋田市条例第35号）に従って行われる職員の

例による。

（秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

3 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2)（附則第2項関係）

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900
2	136,700	187,600	224,800	264,000
3	137,900	189,400	226,700	266,000
4	139,000	191,200	228,500	268,100
5	140,100	192,800	230,200	270,200
6	141,200	194,600	232,100	272,300
7	142,300	196,400	234,000	274,400
8	143,400	198,200	235,800	276,500
9	144,500	200,000	237,500	278,600

10	145,900	201,800	239,400	280,700
11	147,200	203,600	241,200	282,800
12	148,500	205,400	243,100	284,900
13	149,800	207,000	244,900	287,000
14	151,300	208,900	246,800	289,100
15	152,800	210,800	248,600	291,200
16	154,400	212,700	250,400	293,300
17	155,700	214,600	252,200	295,400
18	157,200	216,500	254,200	297,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600
20	160,200	220,300	258,200	301,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800
22	164,300	223,900	262,000	305,900
23	166,900	225,800	263,900	308,000
24	169,500	227,700	265,700	310,100
25	172,200	229,300	267,700	312,100
26	173,900	231,100	269,600	314,200
27	175,600	232,800	271,500	316,300
28	177,300	234,600	273,400	318,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400
30	180,600	237,600	277,200	322,500
31	182,400	239,100	279,100	324,600
32	184,200	240,600	281,000	326,700
33	185,800	242,100	282,700	328,600
34	187,300	243,600	284,600	330,600
35	188,800	245,100	286,500	332,700
36	190,300	246,700	288,400	334,800
37	191,600	248,000	290,100	336,700
38	192,900	249,600	291,900	338,700
39	194,200	251,200	293,700	340,700
40	195,500	252,800	295,500	342,700
41	196,900	254,200	297,400	344,600
42	198,200	255,600	299,100	346,500
43	199,500	257,000	300,800	348,400
44	200,800	258,400	302,500	350,300
45	202,000	259,700	304,200	352,200
46	203,300	261,100	305,900	353,800
47	204,600	262,500	307,600	355,400
48	205,900	263,900	309,300	357,000
49	207,100	265,200	310,800	358,700
50	208,200	266,400	312,400	359,900
51	209,300	267,700	314,000	361,100
52	210,400	269,000	315,600	362,300
53	211,600	270,100	317,300	363,300
54	212,600	271,400	318,900	364,400
55	213,600	272,700	320,500	365,400
56	214,600	274,000	322,100	366,500
57	215,400	275,200	323,600	367,400
58	216,400	276,300	324,800	368,100
59	217,300	277,400	326,000	368,800
60	218,300	278,500	327,200	369,500
61	219,200	279,700	328,300	370,100
62	220,200	280,700	329,300	370,800
63	221,200	281,700	330,200	371,500

64	222,200	282,700	331,200	372,200
65	223,000	283,700	332,100	372,700
66	224,000	284,600	332,900	373,400
67	225,000	285,500	333,700	374,100
68	226,100	286,400	334,500	374,800
69	226,900	287,400	335,400	375,300
70	227,700	288,200	336,100	376,000
71	228,500	289,000	336,800	376,700
72	229,300	289,800	337,500	377,400
73	230,100	290,600	338,000	377,900
74	230,800	291,100	338,600	378,600
75	231,500	291,600	339,200	379,300
76	232,200	292,100	339,800	380,000
77	233,000	292,500	340,200	380,500
78	233,800	292,900	340,700	381,100
79	234,600	293,300	341,200	381,700
80	235,400	293,700	341,700	382,300
81	236,100	294,000	342,200	383,000
82	236,800	294,400	342,700	383,600
83	237,500	294,800	343,200	384,200
84	238,200	295,200	343,700	384,800
85	239,000	295,500	344,200	385,500
86	239,700	295,900	344,700	386,100
87	240,400	296,300	345,200	386,700
88	241,100	296,700	345,700	387,300
89	241,900	297,000	346,100	388,000
90	242,400	297,400	346,600	388,600
91	242,900	297,800	347,100	389,200
92	243,400	298,200	347,600	389,800
93	243,700	298,400	347,900	390,500
94		298,800	348,400	
95		299,200	348,900	
96		299,600	349,400	
97		299,800	349,700	
98		300,200	350,200	
99		300,600	350,700	
100		301,000	351,200	
101		301,200	351,500	
102		301,600	351,900	
103		302,000	352,300	
104		302,400	352,700	
105		302,600	353,200	
106		303,000	353,600	
107		303,400	354,000	
108		303,800	354,400	
109		304,000	354,900	
110		304,400	355,300	
111		304,800	355,700	
112		305,200	356,100	
113		305,400	356,600	
114		305,800		
115		306,200		
116		306,600		
117		306,800		

118		307,100	
119		307,400	
120		307,700	
121		308,100	
122		308,400	
123		308,700	
124		309,000	
125		309,400	

告 示

秋田市告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年11月2日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
千葉 孝之	田口 文弥	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年11月2日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
小笠原利美	熊谷美智子	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
土田 繁	佐藤真理子	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成21年11月4日

秋田市長 穂 積 志

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 3 3 5
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	グループホーム ソフトハンド茨島 秋田市茨島四丁目1番6号
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社ルーク 秋田市新屋勝平町10番30号 取締役 加藤 潤 秋田市新屋松美町5番15号 ベルハウス201号
指定の年月日	平成21年11月1日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護

秋田市告示第274号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の20の規定により告示する。

平成21年11月4日

秋田市長 穂 積 志

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 3 3 5
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	グループホーム ソフトハンド茨島 秋田市茨島四丁目1番6号
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社ルーク 秋田市新屋勝平町10番30号 取締役 加藤 潤 秋田市新屋松美町5番15号 ベルハウス201号
指定の年月日	平成21年11月1日
サービスの種類	介護予防認知症対応型共同生活介護

秋田市告示第275号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成21年11月4日

秋田市長 穂 積 志

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 3 4 3
指定地域密着型サービス	あじさいの家

ス事業所の名称および所在地	秋田市山王沼田町4番11号
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	医療法人久幸会 秋田市下新城中野字琵琶沼124番地 理事長 稲庭 千弥子 秋田市山王沼田町4番12号
指定の年月日	平成21年11月1日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護

秋田市告示第276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の20の規定により告示する。

平成21年11月4日

秋田市長 穂積 志

介護保険事業所番号	0590100343
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	あじさいの家 秋田市山王沼田町4番11号
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	医療法人久幸会 秋田市下新城中野字琵琶沼124番地 理事長 稲庭 千弥子 秋田市山王沼田町4番12号
指定の年月日	平成21年11月1日
サービスの種類	介護予防認知症対応型共同生活介護

秋田市告示第277号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成21年11月5日正午に秋田市域に発令した避難勧告を、同日午後4時40分をもって解除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年11月5日

秋田市長 穂積 志

1 解除した住所および世帯数

秋田市太平目長崎地区

中関地区

黒沢地区

寺庭地区

秋田市下北手寒川地区

宝川地区

通沢地区

秋田市上北手大山田地区

秋田市河辺北野田高屋地区

和田地区

高岡地区

諸井地区

合計298世帯

秋田市告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療

支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年11月6日

秋田市長 穂積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
つかだ泌尿器科クリニック	秋田市飯島新町一丁目1番6号	平成21年6月1日
能登谷整形外科医院	秋田市泉東町8番59号	平成21年6月1日
山王たいよう薬局	秋田市山王五丁目10番28号	平成21年6月1日
かりん薬局	秋田市飯島新町一丁目1番1号	平成21年6月1日
有限会社今薬局	秋田市千秋明徳町2番14号	平成21年5月8日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
能登谷整形外科医院	秋田市泉馬場15番20号	平成21年5月31日
山王たいよう薬局	秋田市山王五丁目10番28号	平成21年5月31日
有限会社今薬局	秋田市千秋明徳町2番19号	平成21年5月7日

秋田市告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年11月6日

秋田市長 穂積 志

1 指定

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
相川 圭紀	相川治療院	秋田市広面字谷地田46番地1 フォレスト2005 101号	平成21年5月25日
大倉栄一郎	大倉治療院	秋田市川元山下町9番3号	平成21年5月25日

2 廃止

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	廃 止 年月日
西沢幸恵	マッサージふれあい心のサービス 秋田東店	秋田市横森一丁目16番23号	平成21年3月31日

秋田市告示第280号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年11月9日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成21年度および過年度分国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第281号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年11月10日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する出納員	委任を受ける現金取扱員	委任事務
最上 徹	金子 陽子	複写機使用料および自主事業に関する収入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第282号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条第11条第1項の規定により告示する。

平成21年11月10日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 19台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 16台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年10月16日から平成21年10月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年11月24日から平成22年5月24日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の

利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第283号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年11月11日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

所在地の変更：病院又は診療所

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
あんどろ矯 正歯科クリ ニック	秋田市東通二丁 目1番3号エス テックビル1F	秋田市東通四丁 目4番18号	平成21年 10月30日

秋田市告示第284号

秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した平成21年度秋田市文化章および文化功績章受章者の氏名および事績を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

平成21年11月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章

京野 秀夫

長年にわたり囲碁の普及振興に努めるとともに後進の指導育成に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化章

神尾 忠雄

長年にわたり絵画団体の運営に努めるとともに日韓の文化交流や地域の文化活動に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化章

四反田 素幸

長年にわたり作曲を中心に活発な活動を行うとともに地域に根ざした音楽活動に努めるなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化功績章

浅利 香津代（本名 浅利 和子）

長年にわたり女優として多彩な活動を行うとともに本市記念事業に積極的に参画するなど本市文化行政の発展に貢献した。

秋田市告示第285号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田

市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成21年11月12日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
385	秋田市仁井田緑町1番7号	ローソン秋田仁井田緑町店

秋田市告示第286号

次の差押解除通知書および参加差押解除通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、差押解除通知書および参加差押解除通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年11月16日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市南通築地4番9号
アーケシティ築地第1 807号
菊池 あつ子
- 送達する書類名
(1) 差押解除通知書 1通
(2) 参加差押解除通知書 1通

秋田市告示第287号

平成21年11月25日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。
平成21年11月18日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 秋田市職員給与条例等の一部を改正する件
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件
- 平成21年度秋田市一般会計補正予算(第5号)に関する専決処分について承認を求める件
- 秋田市大森山動物園会計への繰入額を変更する件
- 平成21年度秋田市一般会計補正予算(第6号)の件
- 平成21年度秋田市大森山動物園会計補正予算(第4号)の件
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

秋田市告示第288号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月18日

秋田市長 穂 積 志

- 名称
飯島サンパーク町内会
- 規約に定める目的
本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことによ

り、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- 会員への各種連絡、広報に関すること。
- 地域の美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること。
- 会員相互の親睦、研修会および文化教養の向上に関すること。
- 会員の福利厚生に関すること。
- 集会施設の管理運営に関すること。
- その他本会の目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、秋田県秋田市飯島新町一丁目および同市飯島新町二丁目のうち、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

別表

字	地 番
一丁目	3番33号から3番43号まで
	5番22号から18番38号まで
二丁目	1番3号から4番23号まで
	6番36号から18番38号まで

- 主たる事務所
秋田県秋田市飯島新町一丁目8番21号
- 代表者の氏名及び住所
藤井 武光
秋田市飯島新町二丁目10番27号
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし
- 代理人の有無
なし
- 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 認可年月日
平成21年11月18日

秋田市告示第289号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年11月24日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 送達する書類
平成21年度介護保険料納入通知書
平成21年度介護保険料督促状

秋田市告示第290号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自

転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年11月25日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 20台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年11月1日から平成21年11月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年12月9日から平成22年6月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第291号

平成21年12月2日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

2 変更

名 称	変 更 事 項 (名称・所在地)		変更年月日	備考
	変 更 前	変 更 後		
ハッピー秋田南・居宅介護支援事業所	秋田市仁井田本町一丁目2番40号	秋田市仁井田新田一丁目5番15号 KSビル206号	平成20年8月1日	所在地変更
ハッピー秋田南・ヘルパーステーション	秋田市仁井田本町一丁目2番40号	秋田市仁井田新田一丁目5番15号 KSビル206号	平成20年8月1日	所在地変更
小規模多機能型居宅介護事業所 ときわ野	小規模多機能型居宅介護 ときわ野	小規模多機能型居宅介護事業所 ときわ野	平成20年2月6日	名称
悠悠ケアプランサービス	秋田市金足小泉字潟向2番地18	秋田市寺内油田三丁目12番6号	平成19年5月15日	所在地変更

秋田市告示第293号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の2の

平成21年11月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第292号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年11月26日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
つかだ泌尿器科クリニック	秋田市飯島新町一丁目1番6号	平成21年6月1日
能登谷整形外科医院	秋田市泉東町8番59号	平成21年6月1日
山王たいよう薬局	秋田市山王五丁目10番28号	平成21年6月1日
外旭川訪問看護ステーション	秋田市外旭川字中谷地46番地	平成21年5月1日
ショートステイであい	秋田市中通六丁目4番12号	平成21年5月28日
小規模多機能型居宅介護事業所はる風	秋田市河辺和田字和田251番地9	平成21年6月15日
小規模多機能型居宅介護事業所ときわ野	秋田市港北松野町11番28号	平成21年6月1日

規定に基づき告示する。

平成21年11月30日

秋田市長 穂 積 志

廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
株式会社祥ドリー ムソニック薬局	秋田市御所野地蔵田四丁目 10番1号	平成20年 3月31日

教 委 告 示

秋田市教委告示第16号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。
平成21年11月5日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立小学校通学区域表の赤平小学校の表を削り、秋田市立
小学校通学区域表の河辺小学校の表を次のように改める。

河 辺 小 学 校	
河辺赤平字	泉沢、大蟹沢、小蟹沢、小曾根、境田、寒水 沢、下川原、下窪、下田表、新泉沢、新境田、 外川原、田中、藤四郎沢、中村、野崎、野田、 樋渡袋、藤掛、水口沢
河辺大沢字	川向、治郷沢、堂ノ下、中島、中田、苗代沢
河辺大張野 字	館ノ脇、堤下、水口沢71～212番地、水口沢 216～253番地、道ノ下44～170番地、山根
河辺北野田 高屋字	大木沢、大滝沢、大簾沢、大稗田沢、大谷地、 上堂ヶ沢、雷谷地、上盤昌、上前田表10～11 番地、上前田表13～22番地、上前田表24～27 番地、上前田表30～47番地、上前田表60～78 番地、上前田表91～101番地、上山井沢、神 田、栗山沢、黒沼、黒沼上堤下、黒沼下堤下、 榊表1～10番地、榊表12～13番地、榊表15～ 17番地、榊表19～20番地、榊表21番地9、榊 表21番地13、榊表22～23番地、榊表43～54番 地、獅子岱、下山井沢、高橋、高屋、滝沢、 竹ノ子沢、堂ノ前、木賊沢、中山井沢、畑ノ 沢、畑務沢、鼻峰沢、桃ノ木沢、森ノ沢
河辺神内字	明通、一本柳、字同沢、馬坂、宇利沢、太田 面、大堤、大仁加羅沢、奥出沢、鎌倉、釜場、 腰廻り、小滝、坂ノ下、作助沢、沢見、三十 郎沢、四国、神内、新山沢、滝ノ沢、田ノ沢、 鶴巻、堂坂、鳥井長根、鳥越、中五十刈、奈 部羅沢、沼ノ沢、樋沢、船沢境、振作、万事 神、妙見、六枚田
河辺高岡字	碓、岩ノ沢、大柳、蟹沢、萱沢、川向中島、 川原田、河原田下段、源田沢、中田、日渡、 佛沢、丸山下、山根
河辺松測字	大森沢、街道北、高田、高山下、東沢、大滝 沢
河辺諸井字	後野中島、上中島、上諸井、下川原、下諸井、 白山堂前川原、大部、中道、野田、福神、前 田表、山根
	石川河原、上野、大沢口、岡村、小川向、金

河辺和田字	谷神、上石川、上中野、坂本川原、坂本北、 坂本南、式田、式田下袋、下夕川原、下石川、 下中野、高屋敷、北条ヶ崎、堀切沢、松沢、 宮崎、和田、坂本川向、鴨沢
-------	--

附 則

施行期日は、平成22年4月1日とする。

秋田市教委告示第17号

平成21年11月18日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室
に教育委員会定例会を招集する。

平成21年11月13日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

秋田市教委告示第18号

平成21年11月24日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室
に教育委員会臨時会を招集する。

平成21年11月19日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

選 管 告 示

秋市選管告示第80号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30
条の7第1項の規定に基づき、平成21年12月1日現在で選挙人名
簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面なら
びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領
事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧
に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定
により告示する。

平成21年11月27日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

- 1 期間 平成21年12月3日から平成21年12月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第14号

平成21年11月17日午後2時秋田市河辺市民センターに秋田市農
業委員会総会を招集する。

平成21年11月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋
案 件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（13件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成21年度第7号）に関する件（1件）
- 4 耕作放棄地の農地・非農地の判断に関する件（1件）
- 5 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件（1件）

公 告

秋田市公告

土地収用法（以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成21年11月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田市
- 2 事業の種類 秋田都市計画道路事業明田外旭川線
- 3 裁決申請年月日 平成21年7月27日
- 4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地番	地目（現況）
秋田県秋田市手形字西谷地	416番1	宅地（宅地）

- 5 縦覧場所 秋田市建設部道路建設課
- 6 縦覧期間 公告の日から平成21年11月24日まで（土曜日、日曜日および祝日除く。）
- 7 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成21年11月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画中通一丁目地区第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画を変更しようとする区域
秋田市中通一丁目
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間

1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	秋田市庁舎敷地内自動販売機設置場所貸付		
(2) 予定価格および貸付場所	貸付場所	貸付面積	予定価格（年額・税抜き）※最低落札価格
	① 本庁舎東側駐輪場脇	1.21㎡	222,000円
	② 福祉棟通路東側	1.21㎡	222,000円
	③ 本庁舎西側入口脇	1.21㎡	222,000円

平成21年11月11日から平成21年11月24日まで

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成21年11月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
南秋田郡井川町北川尻字上村宅地40番地
有限会社 畠山不動産
代表取締役 畠 山 光
- 2 道路位置指定箇所
秋田市大住三丁目333番3
- 3 道路幅員 6.05メートル
- 4 道路延長 43.35メートル
- 5 指定年月日および番号
平成21年11月16日 第3号

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成21年11月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画道路 7・6・4 西北一号線
7・6・5 駅東二号線
- 2 都市計画を変更しようとする区域
秋田市千秋城下町地内、秋田市手形字西谷地地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成21年11月17日から平成21年11月30日まで

秋田市公告

秋田市庁舎および敷地内に飲料自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募します。

平成21年11月17日

秋田市長 穂 積 志

(3) 貸付期間	平成21年12月18日から平成25年3月31日まで
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 ⑥ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、平成20年度および平成21年度において、市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。
(5) 入札参加申込み	
受付期間	平成21年11月17日(火)から平成21年12月7日(月)まで (土曜日・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
(6) 指名（非指名）通知	平成21年12月8日(火)までにFAXで通知
(7) 入札	
日時	平成21年12月9日(水) 午後1時30分
場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎3階 管財課
入札保証金	免除
(8) 契約日	落札日から平成21年12月16日(水)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する方は、平成21年12月7日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（※法人の場合）、住民票の写し（※個人の場合）

ウ 納税証明書（写し可）

・秋田市に納めた固定資産税、法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

エ 誓約書（平成20年度および平成21年度における実績を確認できる契約書等の写し添付）

オ ア、エの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 入札は番号順に1物件ごとに行います。

ウ 応募する者は1物件しか落札できないこととし、落札後

に別物件の入札がある時は以降の入札には参加できません。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

オ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った方のうち、最高価格の入札を行った方とします。

(4) その他、入札・契約上の条件等については秋田市ホームページを御覧ください。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課庁舎管理担当

電話 018-866-2053

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年11月17日

秋田市長 穂 積 志

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
高 嶋 社之具	中通総合病院 秋田市南通みその町 3 番15号
清 水 辰 徳	市立秋田総合病院 秋田市川元松丘町 4 番30号
小 高 英 達	市立秋田総合病院 秋田市川元松丘町 4 番30号

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年11月18日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 物件名

秋田市立小中学校校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置および賃貸借

(2) 物品名および数量

デスクトップ型パソコン81台、ノート型パソコン40台、モノクロレーザープリンタ40台、カラーレーザープリンタ1台、インクジェットプリンタ(A4)3台、インクジェットプリンタ(A3)39台、スキャナ39台、無線LANアクセスポイント79台、無線LANカード(ノート用)40台、レイヤー3スイッチ39台、16PHUB134台、アプリケーションソフト(インストール含む。)等一式

(3) 納入期限 平成21年12月31日(木)

(4) 納入場所 秋田市の指定する場所

2 入札に関する事項

(1) 日 時 平成21年12月8日(火) 午前10時

(2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階 秋田市教育委員会「教育委員会室」

3 契約に関する事項

(1) 契約期間 契約した日から平成27年12月31日まで

(2) 賃貸借期間 平成22年1月1日から平成27年12月31日まで

4 入札参加に必要な資格

(1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。

(2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約を行えること。

(上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。)

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

5 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料(物品の仕様書含む。)を受領し、平成21年12月3日(木)までに次に掲げる書類とその添付書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

イ 営業経歴書(様式2)

ウ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済通知書」の提出でも可

エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)

オ 賃貸借業者との関係を示す契約(覚書等)の写し

※ 入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約(覚書等)を締結し、リース料率の部分を伏せた写しを添付すること。

(2) 入札説明書等配付資料受領場所 秋田市教育委員会学事課

(3) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。

(4) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年11月19日(木)から平成21年12月3日(木)までの土曜日・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会学事課

6 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年12月7日(月)に行う。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課学事担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成21年11月6日付け秋田市指令第7174号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年11月24日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市広面字二ツ屋23番地の1
佐々木不動産有限会社

代表取締役 佐々木 政 弘

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市東通四丁目4番8、4番9、4番10および4番16

秋田市公告

秋田市立の文化財イラストマップへの広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成21年11月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

- (1) 入 札 名 文化財イラストマップ広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 文化財イラストマップ
- (3) 予定価格(税抜き) 最低落札価格 190,477円
- (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 - イ 租税に滞納がないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
 - エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 掲載する広告に関する事項

- (1) 規格等
 - 掲載寸法は、日本工業規格B列5番とし、掲載紙面は「文化財イラストマップ」(B2版、両面カラー、長2ツ折り後ジャバラ折り(6ツ山)、紙質:上質紙90kg)の裏面右上とする。
- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 20,000部
- (4) 配付対象 文化施設、図書館、公民館等
- (5) 広告の内容等
 - ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
 - イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年12月21日(月) 午前10時
- (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定
 - 落札者は、予定価格(最低落札価格)以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。
- (4) 契約日 平成21年12月24日(木)(予定)
- (5) 契約金額(広告料)の支払
 - 広告料は、平成22年3月31日(水)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

(6) 注意事項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成21年12月11日(金)午後5時までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入

札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 入札参加申込書(様式1)
- イ 営業経歴書(様式2)
- ウ 納税証明書 写し可
 - (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの
納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
- エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票) 写し可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年11月30日(月)から平成21年12月11日(金)までの平日午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日は受け付けませんのでご注意ください。)
- イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室
- ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年12月14日(月)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会文化振興室文化財担当
電話 018-866-2246

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年11月27日

秋田市長 穂 積 志

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
梶野公靖	カジノ眼科医院 秋田市中通六丁目1番7号

山 岸 逸 郎	山岸クリニック 秋田市大住四丁目12番47号
横 山 直 弘	港北中通診療所 秋田市土崎港北六丁目1番5号
佐 藤 養 生	中小路皮ふ科医院 秋田市中通一丁目3番43号

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第34号 下浜ブロック減圧弁交換および水圧センサー整備	浜田字陳ヶ原地内	平成22年3月19日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 下水道用減圧弁設置工事の元請実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年11月25日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室（庁舎 北側）
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成21年11月27日(金)
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成21年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成21年11月4日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

賦課対象区域

飯島字飯島水尻の一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地または排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年11月6日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

があるときは、その端数金額を切り捨てた額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年11月17日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成21年11月6日(金)から平成21年11月17日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年11月20日(金)に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成21年11月6日(金)から平成21年11月24日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲

- 載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成21年11月6日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第35号 外旭川ブロック(その1) 流量水圧監視盤設置整備	泉一ノ坪地内	平成22年3月19日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又はB級 ② 水道施設(浄水場・配水場他)で、計装設備工事の元請実績があること。 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
 - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年11月25日(水) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室(庁舎 北側)
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成21年11月27日(金)
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年11月17日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 - イ 施工実績調書(別記様式2(省略))
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))(資格者証の写しを添付)
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成21年11月6日(金)から平成21年11月17日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年11月20日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年11月6日(金)から平成21年11月24日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434